

各種リサイクル法と産業廃棄物処理業許可との関係

法律名	産業廃棄物処理業の許可なしでできる関連行為				産業廃棄物処理業許可業者ができる関連行為（※）		その他
	実施できる者（収集・運搬）	実施できる者（処分（再生））	委託契約書作成義務	マニフェスト使用義務	収集・運搬	処分	
容器包装リサイクル法	対象は一般廃棄物であり、産業廃棄物処理業許可に関する特例規定はない						
家電リサイクル法	小売業者、指定法人、指定法人委託者	製造・輸入業者、指定法人	×	×（ただし特定家庭用機器廃棄物管理票を交付）	○（排出者。又は小売業者、指定法人、指定法人委託者からの委託（一般廃棄物も可能））	△（排出者からの委託で実施できるが高度な処理基準に従う必要あり）	
建設リサイクル法	対象は産業廃棄物であるが、産業廃棄物処理業許可に関する特例規定はない						
食品リサイクル法	対象は一般廃棄物・産業廃棄物（食品製造業から発生）であるが、産業廃棄物処理業許可に関する特例規定はない						
自動車リサイクル法	自動車リサイクル法登録業者（引取業者、フロン類回収業者） 自動車リサイクル法許可業者（解体業者、破碎業者、自動車製造業者、指定再資源化機関）	自動車リサイクル法許可業者（解体業者、破碎業者、自動車製造業者、指定再資源化機関）	×	×（ただし情報管理センターへ移動を報告）	○（排出者。又は自動車リサイクル法登録業者（引取業者、フロン類回収業者）からの委託（一般廃棄物も可能））	×（自動車リサイクル法許可業者のみ実施可能）	使用済自動車は、有価物であっても廃棄物とみなす
小型家電リサイクル法	認定事業者・認定事業者の委託業者	認定事業者・認定事業者の委託業者	必要（不要とする例外規定無し）	必要（不要とする例外規定無し）	○（普通の産業廃棄物収集運搬業の許可を有していれば、産業廃棄物たる小型家電は扱える）	○（普通の産業廃棄物処分業の許可を有していれば、産業廃棄物たる小型家電は扱える）	
プラスチック資源循環法	製造・販売事業者等自主回収及び排出事業者等再資源化認定事業者・認定事業者の委託業者	製造・販売事業者等自主回収及び排出事業者等再資源化認定事業者・認定事業者の委託業者	執筆時点では不明	執筆時点では不明	執筆時点では不明（特例規定は無いと思われる）	執筆時点では不明（特例規定は無いと思われる）	